

いばらき教育プラン

(茨城県教育振興基本計画)

令和4年3月
茨城県教育委員会

1 いばらき教育プランの位置付け

このいばらき教育プランは、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

2 いばらき教育プランの内容

茨城県総合計画は、県政運営の指針であり、その教育に関する部分は、本県の教育に関する総合的な施策の目標や基本方針を定めるものであることから、茨城県総合計画の教育に関する部分をもっていばらき教育プランに代えることとします。

3 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）まで（4年間）

4 その他

この計画の策定に伴い、現行計画の計画期間を令和3年度（2021年度）までとします。